

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。

生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。

対象契約

納税者本人が保険料を支払い、かつ、保険金や年金の受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約(保険期間が5年末満など一部の契約は対象外です。)。

(1)「個人年金保険料控除」の対象となる契約

- 次のすべての要件を満たす基本契約

年金受取人	年金受取人が「ご契約者本人」または「配偶者」であること
保険料の払込期間	払込期間が10年以上で、定期的に払い込みを行うもの（一時払をしたときは対象となりません。）
年金支払期間	次のいずれかであること ①年金支払開始日における年金受取人の年齢が満60歳以上で、かつ、10年以上にわたり定期的に年金の支払いが行われるもの ②年金受取人の生存している期間にわたり、定期的に年金の支払いが行われるもの

(2)「一般生命保険料控除」の対象となる契約

- 上記(1)(表)の要件を満たさない基本契約

(3)「介護医療保険料控除」の対象となる契約

- 無配当総合医療特約を附加したときのその特約部分

- 無配当災害特約および無配当傷害医療特約は生命保険料控除の対象外です。

対象保険料

- 1年間(1月～12月)に払い込んだ保険料の合計額(年間正味払込保険料)となります。

生命保険料控除の手続き

- ①当社から「保険料払込証明書」①を毎年発行します。
②生命保険料控除を受けるには「申告」が必要です。

〈給与所得者の方〉

- 年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。

〈給与所得者以外の方(申告納税者)〉

- 確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。

生命保険料控除額

- 次のとおり年間の所得金額から控除されます。

〈所得税〉

年間正味払込保険料	控除金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

〈住民税〉

年間正味払込保険料	控除金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

- 「一般生命保険料」、「個人年金保険料」および「介護医療保険料」がある場合には、それぞれ「別枠」で計算した金額の合計となります。



保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、最寄りの郵便局(簡易郵便局は除きます)、当社Webサイト(<https://www.jplife.japanpost.jp/>)、またはご契約者さま向けWebサービス「マイページ」にてお手続きください。

なお、「マイページ」で手続きをされる場合は、あらかじめ利用登録(無料)が必要です。「マイページ」の利用に関する注意点など、詳しい内容は当社Webサイトでご確認ください。

2 年金などの税法上の取り扱い

年金にかかる税金は、ご契約者・受取人(=被保険者)の関係によって異なります。以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

(1) 年金の課税の取り扱い

- ご契約者と年金受取人が同一人のときは、所得税(雑所得)の取り扱いとなります。
- 年金の繰上支払を行ったときは、所得税(雑所得)の取り扱いとなります。
- 「被保険者の死亡による年金の一括支払」により年金を一括で受け取ったときは、相続税の取り扱いとなります。
- 毎年受け取る年金の年額から、その年額に対する必要経費の額を差し引いた金額が25万円以上のときは、その差し引いた後の金額が源泉徴収の対象となります。このときは、源泉徴収額を差し引いた上で、年金を支払います。

(2) 死亡返戻金の課税の取り扱い

- 死亡返戻金は、被保険者(長寿支援保険では保険料負担者であるご契約者と同一人)が死亡されたことにより、ご契約者の相続人が死亡返戻金をお受け取りになるため、相続税の対象となります。

3 入院保険金などの税法上の取り扱い

次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にする他の親族」に該当するときには、次の保険金は「非課税」となります。

入院保険金、入院初期保険金、手術保険金、放射線治療保険金、傷害保険金



ご注意

- 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の課税対象となる場合は、復興特別所得税についても課税対象となります。
- 2018年12月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。